

就学援助について

上三川町では、経済的理由によって小中学校に通学しているお子さんの学用品費や給食費などの支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度を設けております。

○援助を受けることができる世帯（上三川町に住所を有する児童生徒の保護者）

- ①生活保護を受けている世帯
- ②次のいずれかに該当する世帯で、援助が必要と認められる世帯
 - ・ 申請年度に生活保護を停止または廃止された世帯
 - ・ 児童扶養手当を受給している世帯
 - ・ 町民税等が非課税または減免となった世帯
 - ・ 生活保護に準じる程度の低所得世帯
- ③上記①②にあてはまらないが、世帯の収入が少なく、援助が必要と教育委員会が認めた世帯

【世帯収入の目安】

世帯人数	世帯構成の例	目安となる年間総収入
2人世帯	母・小学生	265万円
3人世帯	父・母・小学生	287万円
4人世帯	父・母・小学生2人	345万円
5人世帯	父・母・中学生・小学生2人	404万円

※年間総収入は、あくまで目安であって、世帯構成や家賃の有無等によって異なります。

※年間総収入は、前年における世帯全員の収入の合計です。

※祖父母等と住民票が別になっていても同居している場合、又は、別々の家に住んでいても経済的援助(食費や学費等の援助)がある場合には、同一世帯とみなします。

○申請方法

就学援助を希望される方は、学校から申請書を受け取るか、又は、町のホームページよりダウンロードして、必要事項を記入し、学校又は教育委員会に提出してください。

○援助の内容

生活保護世帯：修学旅行費、宿泊学習費等、医療費(う歯等の学校病に限ります。)

準要保護世帯：学用品通学用品費等、校外活動費、新入学学用品費(4月1日認定の1年生に限ります。)

学校給食費、修学旅行費、宿泊学習費、医療費(う歯等の学校病に限ります。)

眼鏡等購入費(限度額あり)…平成27年度から追加しました。

※詳しくは、通学されている学校、又は 教育総務課学校教育係までお問い合わせください。

▶問い合わせ先=教育総務課 学校教育係 ☎(56) 9156

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは？

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額(月額)は？

受給資格者(父又は母等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合(平成27年4月～)

全部支給：42,000円

一部支給：41,000円～9,910円

○子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、福祉課子ども・子育て係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

▼問い合わせ先＝

福祉課 子ども・子育て係

☎(56) 9130



デマンド交通「かみたん号」運行台数を10月から3台に増車します!

現在、かみたん号は、平成28年4月からの本運行に向けて、実証運行を行っています。
 そこで、平成27年10月からは、運行台数を3台に変更します。
 なお、運行区域、運行日、利用料金の変更はありませんが、午後5時便の運行は平成27年9月30日をもって終了しました。

【デマンド交通「かみたん号」とは】

事前に予約していただき、乗り合い方式の車両が自宅等から目的の場所まで送迎する交通手段です。ご利用には、事前に登録が必要です。詳しくは、役場企画課政策調整係まで。

【運行日、運行台数、運行時刻、運行区域、利用料金】

運行日	月曜日～金曜日(土、日、祝日、12/29～1/3等は運休)
運行台数	平成27年10月1日から3台で運行
運行時刻	午前 8時便 9時便 10時便 11時便
	午後 0時便 1時便 2時便 3時便 4時便
運行区域	上三川町内及び町外9施設(石橋総合病院、うつのみや病院、自治医科大学附属病院、JR石橋駅東口、JR自治医大駅東口、JR雀宮駅東口、かましん石橋店、かましん自治医大店、福田屋百貨店(FKDインターパーク店))
利用料金	大人(中学生以上) 200円(町外:300円) 小人(小学生) 100円 未就学児 無料(ただし保護者の同伴が必要。) ただし、JR石橋駅東口については町内料金扱いとなります。

▶ 問い合わせ先 = 企画課 政策調整係 ☎(56)9118
 予約受付センター ☎0120(272)315

医療費の自己負担が高額になったとき(高額療養費)

同じ月内の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。なお、自己負担の限度額は年齢や所得区分によって異なります。詳しくは左記までお問い合わせください。

高額療養費の申請方法

国保では、高額療養費の支給対象となった方に、「高額療養費支給申請のご案内」を診療月から約3ヶ月後を目途に送付します。ご案内が届きましたら、医療機関の領収書を添えて保険課窓口へ申請してください。

高額療養費の申請には医療機関の領収書が必要です。なくさずに保管しましょう!

※領収書が不足していますと、申請を受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。

窓口での自己負担を限度額までに抑えることができます

事前に「限度額適用認定証」の交付を国保に申請し、認定証を医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は住民税非課税世帯のみに限度額適用認定証が交付されます。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎(56)9134

10月22日 「フッ素塗布」を実施します

一町では、むし歯予防事業の一環として、「フッ素塗布」を実施しています。今年度、最後の機会になりますので、対象のお子さんは、ぜひご参加ください。

▼日(ち) = 10月22日(木)

▼受付 = 午後1時～4時

▼場所 = 上三川いきいきプラザ 検診ホール

▼費用 = 無料

▼対象 = 平成21年4月20日～平成24年4月1日生まれのお子さん

※対象のお子さんには、ご案内を郵送しています(予約不要)

※6月に「フッ素塗布問診票」を郵送しております。問診票を紛失された方は、当日、会場で配布いたします。

▼問い合わせ先

健康課 母子健康係

☎(56)9132

